

入札説明書

「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運営業務

令和3年8月

奈良県美術展覧会実行委員会

入札説明書

「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運営業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。
この場合において、当該仕様等に疑義がある場合は、2の(5)に掲げる者の説明を求めることができます。

1 公告日 令和3年8月27日(金)

2 競争入札に付する事項

(1) 業務の名称

「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運営業務

(2) 「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」の概要

ア 開催期間：令和3年10月29日(金)～令和3年11月2日(火)

(※令和3年11月1日(月)は休館日のため入場不可)

イ 会場：奈良県文化会館(奈良市登大路町6-2)

※その他詳細は仕様書を参照

(3) 業務の概要

「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」開催にかかる搬入、鑑審査、展示、搬出準備、搬出・撤収等の業務

(4) 業務期間

契約締結の日から令和3年11月4日(木)まで

(5) 発注者

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県美術展覧会実行委員会事務局(奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内)

電話 0742-27-8917(ダイヤルイン)

(6) その他詳細については、仕様書によります。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件を全て満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(4) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第

425号)による競争入札参加有資格者で、「Q7 諸サービス」に登録のある者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせること。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係(県庁主棟1階)

電話番号 0742-27-8908(ダイヤルイン)

- (5) 本件業務と同様の業務であって、日本画・洋画・彫刻・工芸・書芸・写真の6部門すべてを取り扱い、応募総点数600点以上の公募美術展の運営実績があること。
- (6) 国又は地方公共団体(地方公共団体の組織内に事務局がある団体も含まれます。)から、契約金額100万円以上(消費税及び地方消費税を除きます。)の業務を、平成28年4月1日以降に受託し、履行した実績を有すること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。)第17条の規定による更生手続開始の申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。)に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定(旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (8) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条の規定による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (9) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがなされなかった者とみなします。
- (10) 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- (11) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等(法人格のない団体にあつては代表者が上記条件に該当する団体)でないこと。
- (12) 落札者の役員等(法人にあつては役員(非常勤の者を含みます。)、支配人及び支店又は営業所(常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。)の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」といいます。)第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。)でないこと。

- (13) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (14) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (15) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (16) (14)及び(15)に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

4 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、様式第2号「一般競争入札参加表明書」並びに様式第3号「契約履行実績報告書」及び添付書類（以下、「競争入札参加資格確認書類」といいます。）を次のアからウにより提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

- ア 提出期間 令和3年8月27日（金）から令和3年9月10日（金）まで
- イ 提出先及び提出方法

【提出先】奈良県美術展覧会実行委員会事務局

（〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内）

【提出方法】電子メール又はFAXにより提出してください。

なお、送信後、必ず電話にて受信確認を行うとともに、競争入札参加資格確認書類の原本を事務局まで郵送又は持参してください。

◇電子メール bunka@nara-arts.com

◇FAX 0742-27-8481

- ウ その他

- (ア) 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
- (イ) 提出された競争入札参加資格確認書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
- (ウ) 提出された競争入札参加資格確認書類は返却しません。

5 競争入札参加資格確認結果の通知

- (1) 競争入札参加資格確認書類を提出した者のうち、資格が確認できた者に対しては入札参加資格がある旨を、資格が確認できなかった者に対しては入札参加資格がない旨及びその理由を電子メール又はFAXにより通知します。通知の日は、令和3年9月14日（火）を予定しています。
- (2) 入札参加資格がない旨の通知を受理した者は、通知日から起算して3日（県の休日を除きます。）以内に、同通知書を4の（1）のイに示す書類の提出先に持参して説明を

求めることができます。

6 入札方法

- (1) 入札は、「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運營業務の総額で行い、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額により落札者を決定します。入札書に記載された金額から保険料に相当する額を減じた金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）に保険料に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額としてください。
- (2) 入札者は、所定の入札書（様式第4号）を作成し、封をした上、入札公告第3において指定する場所及び日時に入札してください。記載については別紙入札書記載例及び入札書封緘例のとおりです。入札書類は再度（2回目の）入札を行う場合がありますので2部用意してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状（様式第5号）を入札と同時に提出してください。記載については別紙委任状記載例のとおりです。なお、この場合の入札書には、入札者の住所氏名欄に入札者本人の住所氏名を記載の上、その下に代理人と表示し、代理人の氏名を記載の上、委任状（様式第5号）で申告した代理人印を押印してください。
- (4) 入札者は、その提出した入札書類を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (5) 初度の入札において、無効な入札をした場合は、再度入札に参加することができません。
- (6) 再度（2回目の）入札においても予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度（2回目）の入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者と地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に準じ、随意契約の手續に入ることがあります。その際、見積書（様式A）が必要となりますので、別紙見積書記載例のとおり作成の上、1部用意してください。
- (7) 開札は、入札終了後直ちに行います。その際、入札者本人又はその代理人を立ち会わせて行うものとします。この場合において、入札者本人又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行います。
- (8) 入札の際には、競争入札参加資格確認結果通知書（又はその写し）を持参してください。郵便により入札を行う場合は、同確認結果通知書の写しを入札書類に同封してください。

7 入札書類の提出先等

- (1) 郵便による入札書類の提出先、契約条項を示す場所、契約を担当する部署等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県美術展覧会実行委員会事務局（奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課内）

電話 0742-27-8917（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-8481

電子メール bunka@nara-arts.com

(2) 入札の日時及び場所

【日時】令和3年9月28日（火）午後1時30分から

【場所】奈良県庁入札室（県庁主棟6階）

(3) 郵便による入札

ア 入札書類は、郵便で差し出すことができます。この場合は、**書留郵便**とし、封書の表面に『「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運營業務の委託に係る入札書』と朱書きして、令和3年9月27日（月）午後5時までに7の（1）に示す先に到着するようにしてください。なお、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合がありますので、入札書類は、初度（1回目）入札に係る入札書類と共に、再度（2回目）入札に係る入札書類の提出を認めるものとします。

イ 初度入札に係る入札書類と共に再度入札に係る入札書類を書留郵便で差し出す場合は、初度入札に係る入札書類と再度入札に係る入札書類（又は再度入札を辞退する場合における一般競争入札辞退届（様式B）を含みます。）とを別々に封緘し、封書の表面に『「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運營業務の委託に係る入札書（初度入札）』及び『「令和3年度 第72回奈良県美術展覧会」運營業務の委託に係る入札書（再度入札）』（又は「再度入札辞退」）と各々朱書きして、令和3年9月27日（月）午後5時までに到着するように郵送してください。

ウ 再度入札を行うこととなった場合において、初度入札に係る入札書類のみが郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなします。

エ 封緘された入札書類が初度又は再度の明記の区別なく郵送されたとき、又はそれぞれの入札書類が1通に封緘されて郵送された場合、同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札に該当するものとして、その入札は無効となります。なお、初度入札で落札者が決定し、郵送された再度入札に係る入札書類が不用となった場合は返送します。

オ 郵便で入札に参加する場合、下記で示す「くじ」に関しては、入札執行事務に関係ない職員が「くじ」を引くことになります。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) この入札説明書で示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (2) 入札書に記名押印を欠く入札

- (3) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- (4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) 事務局により、競争入札参加資格のある旨を確認された者であっても、入開札の日までの間において奈良県から入札参加停止を受けた者等、入開札の時点において入札公告第2に定めるこの競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (8) その他、入札に関する条件に違反した入札

9 入札に関する補足

- (1) 入札保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条の定めに従います。
- (2) 契約保証金
奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条の定めに従います。

10 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度（2回目）の入札を行う場合があります。なお、再度入札を辞退する場合は、一般競争入札辞退届（様式B）を提出してください。記載については別紙一般競争入札辞退届記載例のとおりです。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
落札者となるべき同価格の入札者のうち、「くじ」を引かない者がいるときは、入札執行事務に関係のない職員に「くじ」を引かせてこれを行います。
- (4) 落札者となるべき者が、他の入札書に記載された金額よりも異常に低い価格をもって入札したときは、該当入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を確実に履行することができるかを照会するために、当該落札者の決定を保留する場合があります。
- (5) 再度（2回目）の入札においても予定価格の制限に達した価格での入札がない場合は、再度（2回目）の入札において最低の価格をもって有効な入札を行った者と随意契約を行う場合があります。

11 契約書の作成等

- (1) 落札者は、契約書を作成することを要します。契約書作成に要する費用については落札者の負担とします。

- (2) 落札者は、奈良県契約規則第17条第1項の規定に準じ、落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。

12 契約の不締結

落札者が契約の締結までに次の要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が(1) から(5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から(5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除く。）において、当実行委員会が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

13 契約の解除

契約締結後、契約者について12の(1) から(7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を当実行委員会に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約者に損害賠償義務が生じます。

なお、12の(1)、(3)、(4) 及び(5) 中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

14 その他

- (1) 業務仕様書に関する質問については、次のとおり取り扱います。
- ア 質問は「質問票（様式第1号）」に記載し、令和3年9月3日（金）午後5時までに、電子メール又はFAXにより、7の(1) に示す先へ送信してください。な

お、質問票の送信後、必ず電話にて受信確認を行ってください。

イ 質問に対する回答は、令和3年9月7日（火）までに、奈良県文化・教育・くらし創造部文化振興課ホームページに掲載します。

- (2) 入札手続に関する質問（書類の記載方法、日程確認等）については電話でも受け付けます。
- (3) 事情により、入札事務を中断し、入札の延期等を行う場合があります。
- (4) 契約事業者は、当該契約によって知り得た秘密を漏らしてはなりません。また、他の目的に使用してはなりません。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とします。
- (5) 契約事業者は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはなりません。ただし、予め書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではありません。
- (6) 契約事業者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできません。
- (7) 契約内容には、別途当実行委員会が示すところにより、個人情報保護に関する特記事項を含めることとします。